

高等学校等就学支援金

# 家計急変支援申請の手引き

令和 6 年 4 月

文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課

## 目次

### <制度編>

<b>1 高等学校等就学支援金制度（通常制度）の概要</b>	<b>4</b>
1.1 制度概要	4
1.2 支給額	4
1.3 支給方法	5
<b>2 家計急変支援制度の概要</b>	<b>6</b>
2.1 制度概要	6
2.2 支給額	6
2.3 支給方法	6
<b>3 家計急変事由要件</b>	<b>7</b>
3.1 対象となる家計急変事由	7
3.2 家計急変事由の発生時期	8
3.3 家計急変事由証明書類	8
<b>4 収入要件</b>	<b>9</b>
4.1 支援対象となる収入要件	9
4.2 収入証明書類	10

### <手続編>

<b>5 申請手続の概要</b>	<b>11</b>
5.1 手続全体の流れ	11
5.2 手続の方法	12
<b>6 初回審査</b>	<b>13</b>
6.1 初回審査の概要	13
6.2 家計急変事由（一次審査）の入力方法	15
6.3 収入状況（二次審査）の入力方法	16
<b>7 収入回復届出</b>	<b>17</b>
7.1 収入回復届出の概要	17
7.2 収入回復届出の提出方法	17
<b>8 収入状況確認</b>	<b>18</b>
8.1 収入状況確認の概要	18
8.2 収入状況（収入状況確認）の入力方法	18
8.3 収入状況確認の結果	19
<b>Q&amp;A</b>	<b>21</b>
対象となる要件について	21
申請手続について	22
審査結果について	24
家計急変支援の対象となった場合について	24

## 用語の定義

No	用語	説明
1	保護者等	所得確認の対象者であり、原則は親権者。親権者がいない場合は、未成年後見人、生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）、又は生徒本人を指す。
2	基準額	月額 9,900 円（年額 11 万 8,800 円）。公立高校に通う生徒は世帯年収が 910 万円未満程度（※）の場合に、私立高校等に通う生徒は世帯年収が 590 万円以上 910 万円未満程度（※）の場合に支給される支給限度額。 ※両親・高校生・中学生の 4 人家族で、両親の一方が働いている場合の目安
3	加算額	月額 3 万 3,000 円（年額 39 万 6,000 円）。私立高校の平均授業料を勘案した水準。私立高校等に通う生徒で、世帯年収が 590 万円未満程度（※）の場合に支給される支給限度額。 ※両親・高校生・中学生の 4 人家族で、両親の一方が働いている場合の目安

## 別添資料

- ・ 1 家計急変事由対象一覧
- ・ 2 家計急変事由の各証明書類について
- ・ 3 診断書等の具体例
- ・ 4 チェックリスト①（家計急変事由）
- ・ 5 チェックリスト②（収入）
- ・ 6 年収推計シート
- ・ 7 収入要件自己確認資料
- ・ 8 収入回復届出書
- ・ 9 収入状況届出書

## 制度編

### 1 高等学校等就学支援金制度（通常制度）の概要

#### 1.1 制度概要

- 家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。
- 高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、日本国内に住所を有する方が対象です。
- ただし、次のいずれかに該当する場合は対象になりません。
  - ・保護者等の所得について、以下の計算式（保護者等全員の合計額）により計算した額が30万4,200円以上の場合（世帯年収が910万円以上程度の場合）
  - ・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
  - ・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた方

<計算式>

$$\text{〔算定基準額〕} = \text{〔市町村民税の課税標準額〕} \times 6\% \\ - \text{〔市町村民税の調整控除の額〕}$$

※政令指定都市の場合、「市町村民税の調整控除の額」に3/4を乗じる。

※生徒本人が早生まれ（誕生日が1月2日から4月1日までの間）であり、扶養控除の適用が他の同 学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、「市町村民税の課税標準額」から33万円を控除する。

※算定基準額は、百円未満切り捨て。

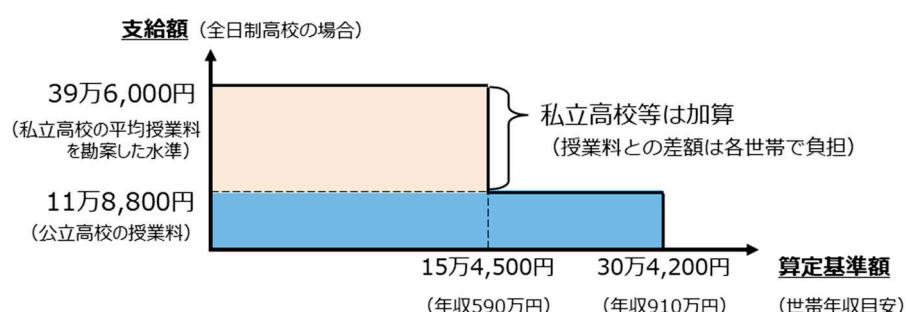
#### 1.2 支給額

- 公立高校に通う生徒は、月額9,900円（年額11万8,800円）が支給されます。これにより、公立高校は授業料負担が実質0円になります（※）。
- ※国立高校、国公立特別支援学校（高等部）の場合も同様に実質0円。
- 私立高校等（※1）に通う生徒は、所得に応じて支給額が異なり、世帯年収が590万円未満程度（※2）の場合は、月額3万3,000円（年額39万6,000円）を上限（※3）に支給されます。世帯年収が590万円以上910万円未満程度（※2）の場合は、基準額の月額9,900円（年額11万8,800円）が支給されます。

※1 高等専門学校（1～3年）、専修学校、各種学校等を含む。

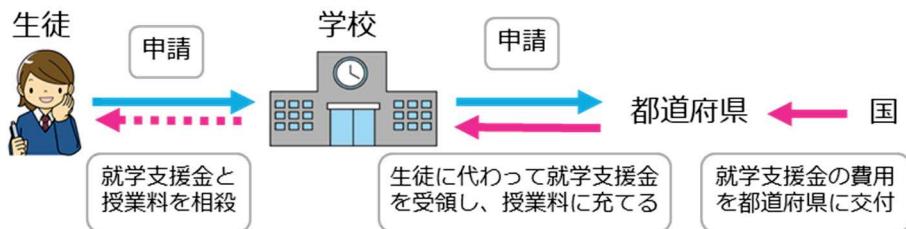
※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安。

※3 国公立高等専門学校（1～3年）は月額19,550円（年額23万4,600円）を上限。



### 1.3 支給方法

- 就学支援金は、学校設置者（都道府県、学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。これは家計急変支援制度の場合も同じです。
- 学校により、就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。経済的に困難な家庭への猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。



- さらに詳しい制度の内容については、文部科学省 WEB サイトをご参照いただき  
か、都道府県もしくは学校にお問い合わせください。  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1342674.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm)

## 2 家計急変支援制度の概要

### 2.1 制度概要

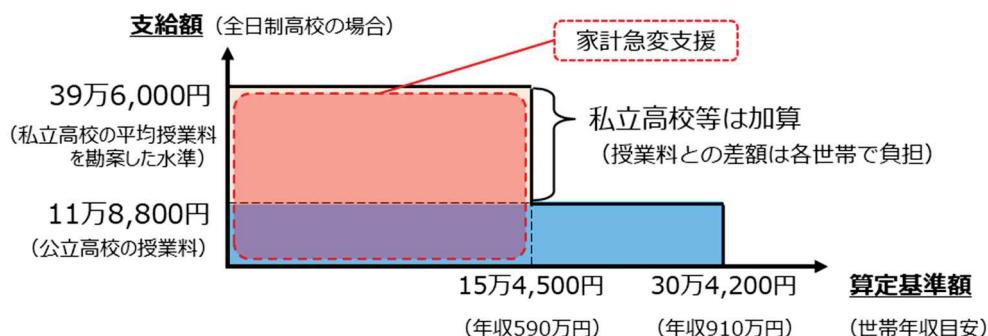
- 保護者等の負傷、疾病による療養のため勤務できること、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に特例的に授業料を支援する制度です。
- 通常制度の対象にならない方や、現在受給していても、加算額が支給されていない方は、次の要件を両方満たす場合に支援を受けられる可能性があります。
  - ・対象となる家計急変事由に該当
  - ・世帯年収が約 590 万円未満相当 (※) まで減少

※両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安。
- 要件の詳細は、「3 家計急変事由要件」及び「4 収入要件」をご参照ください。
- 家計急変支援の対象となった場合は、世帯年収が約 590 万円以上相当に回復するまでの期間、支援を受けられます。
- 家計急変支援の対象となった後に再就職するなど、推計年収が約 590 万円以上相当に回復すると見込まれることとなった場合は、必ず届け出る必要があります。また、定例的な確認として毎年2回（1月と7月）、収入状況を確認する届出を行う必要があります。
- 文部科学省 WEB サイトに掲載しているリーフレット等もご参考ください。  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/01754.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html)

### 2.2 支給額

- 公立高校に通う生徒は、月額 9,900 円（年額 11 万 8,800 円）が支給されます。これにより、公立高校は授業料負担が実質 0 円になります (※)。

※国立高校、国公立特別支援学校（高等部）の場合も同様に実質 0 円。
- 私立高校等に通う生徒は、月額 3 万 3,000 円（年額 39 万 6,000 円）を上限に支給されます。
- 通常制度で既に上記の額を受給している場合は、家計急変支援の申請をしても支給額が増額しないため、手續は不要です。



### 2.3 支給方法

- 通常制度と同様です。「1.3 支給方法」をご参照ください。

### 3 家計急変事由要件

#### 3.1 対象となる家計急変事由

- 保護者等が会社員など被雇用者の場合、主な家計急変事由は次のとおりです。
  - ・負傷、疾病により離職または休職等し、その後 90 日以上就労が困難である場合
  - ・自己の責めに帰すことのできない理由による離職（※）があった場合

※雇用保険受給資格者証に記載された以下の離職理由コードの離職理由が対象。  
(例：会社都合の解雇、正当な理由のある自己都合退職（倒産状態の会社を離職、妊娠出産育児、父母の扶養、親族の常時看護等による離職）等)

離職理由 コード	離職理由
11（1A）	解雇（（1B）及び被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇に該当するものを除く。）
12（1B）	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21（2A）	特定雇止めによる離職（雇用期間 3 年以上雇止め通知あり）
22（2B）	特定雇止めによる離職（雇用期間 3 年未満等更新明示あり）
23（2C）	特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間 3 年未満等更新明示なし）
31（3A）	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32（3B）	事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
33（3C）	正当な理由のある自己都合退職（（3A）、（3B）又は（3D）に該当するものを除く。）
34（3D）	特定の正当な理由のある自己都合退職（平成 29 年 3 月 31 日までに離職した被保険者期間 6 月以上 12 月末満に該当するものに限る。）

- 保護者等が自営業者など（※）の場合、主な家計急変事由は次のとおりです。

※個人事業主やいわゆる一人会社の役員（法人で、一人の代表者以外に他の役員がなく、かつ従業員を使用しないもの）の代表者

  - ・負傷、疾病によりその営む事業を廃止または休業し、その後 90 日以上就労が困難である場合
  - ・営む事業が債務超過等（※）となり、その営む事業を廃止した場合

※破産手続の開始（破産法第 18、19 条）、特別清算開始の申立て（会社法第 511 条）、再生手続開始の申立て（民事再生法第 21 条）、更生手続開始の申立て（会社更生法第 17 条）、金融取引の停止

  - ・妊娠・出産、育児により就労が困難となり、その営む事業を廃止し、その後 30 日以上就労が困難である場合
  - ・保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病（事業を廃止し、その後療養を必要とする期間が 90 日以上）のため、保護者等が父もしくは母を扶養するために事業を廃止した場合
  - ・常時保護者等本人の看護を必要とする親族の負傷、疾病（事業を廃止し、その後看護を必要とする期間が 30 日以上であるものまたは常時の介護が必要なもの）のために事業を廃止した場合
- その他、被災により就労困難となった場合や、新型コロナウイルスの影響により収入が著しく減じた場合も対象になる場合があります。会社役員、公務員についても家計急変事由に該当する場合があります。
- 入学前に家計急変事由が発生した場合も、収入が減少した状態が入学時に継続していれば対象となります。（「3.2 家計急変事由の発生時期」参照）

- 定年退職、自己の責めに帰する理由による自己都合退職等は対象外です。
- 詳細は、別添資料1「家計急変事由対象一覧」をご参照ください。

### 3.2 家計急変事由の発生時期

- 以下の期間に家計急変事由が発生した場合に、支援の対象となります。この期間を外れる場合は、新たな家計急変事由が発生しない限り、通常制度において取り扱うこととなります。

- ① 就学支援金の支給月（※）が7月～3月の場合

…支給月が属する年度の前々年度の1月2日以後に家計急変事由が発生した場合が対象です。

- ② 就学支援金の支給月（※）が4月～6月の場合

…支給月が属する年度の前々々年度の1月2日以後に家計急変事由が発生した場合が対象です。

※就学支援金が支給される月を指す。

（例：就学支援金を受給していない状態で、5/15に家計急変事由が発生し、6/1に申請を行い、9/10に認定された場合は、6月分から就学支援金が支給され、6月が「支給月」となる。）

#### ＜例＞

令和3年度（令和4年）1月2日に家計急変事由が発生した場合

…令和6年6月分までは支給対象、令和6年7月分以降は支給対象外

#### ▼制度開始

令和3年度	令和4年度	令和5年度				令和6年度				
…	1/2	…	4/1	7/1	10/1	1/1	4/1	7/1	10/1	1/1
★ 家計急変 事由発生										
家計急変事由の発生時期が上記①②に該当するため、 <b>支給対象</b>										

### 3.3 家計急変事由証明書類

- 申請時には、家計急変事由を証明する書類（原則、第三者が証明）を提出する必要があります。
- 例えば、医師による診断書（90日以上就労が困難である旨記載されているもの）、雇用保険受給資格者証、破産手続開始の申立てを行っている状態であることを証明する書類等が証明書類に該当します。
- 証明書類の詳細は、別添資料2「家計急変事由の各証明書類について」、別添資料3「診断書等の具体例」、別添資料4「チェックリスト①（家計急変事由）」をご参照ください。

## 4 収入要件

### 4.1 支援対象となる収入要件

- 家計急変事由発生後 3か月分（※1）の収入状況等を用いて推計した世帯年収が約 590万円未満相当（※2）になる場合に対象となります。

※1 入学前に家計急変事由が発生した場合など、家計急変事由が発生してから 4か月以上経過している場合は、申請月（既に就学支援金を受給しており、月の初日より後に申請している場合は、その翌月）の前 3か月分。収入状況確認時は、直近の原則 6か月分。

※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安。

- 上記の世帯年収は目安であり、実際には、家計急変事由が発生した保護者等について、以下のとおり「算定基準額に相当する額」を計算します。

＜計算式＞

〔算定基準額に相当する額〕

$$= \frac{〔①\text{市町村民税の課税標準額に相当する額}〕 \times 6\%}{〔②\text{市町村民税の調整控除の額に相当する額}〕}$$

※政令指定都市の場合、「市町村民税の調整控除の額に相当する額」に 3/4 を乗じる。

※生徒本人が早生まれ（誕生日が 1月 2日から 4月 1日までの間）であり、扶養控除の適用が他の同 学年の生徒よりも 1年遅くなる場合は、「市町村民税の課税標準額に相当する額」から 33万円を控 除する。

- 「①市町村民税の課税標準額に相当する額」は以下のとおり計算します。

＜計算式＞

〔市町村民税の課税標準額に相当する額〕

$$= \frac{〔\text{ア 合計所得金額に相当する額}〕}{〔\text{イ 所得控除の額に相当する額}〕}$$

- 「ア 合計所得金額に相当する額」は、別添資料 6 「年収推計シート」に金額を入力して計算します。

- 「イ 所得控除の額に相当する額」は、学校や都道府県で個人番号 又は課税証明書により確認した直近（※）の所得控除合計額を使用し ます。

※4～6月支給分については前年度、7～3月支給分については当年度の税情報を指す。

- 「②市町村民税の調整控除の額に相当する額」は、学校や都道府県で個人番号 又は課税証明書により確認した直近（※）の市町村民税の調整控除の額を使 用します。

※4～6月支給分については前年度、7～3月支給分については当年度の税情報を指す。

- 家計急変事由が発生していない保護者等については、通常制度における「算定基準額」を計算します。

<計算式>

$$\text{〔算定基準額〕} = \frac{\text{〔市町村民税の課税標準額〕} \times 6\%}{-\text{〔市町村民税の調整控除の額〕}}$$

※政令指定都市の場合、「市町村民税の調整控除の額」に3/4を乗じる。

※生徒本人が早生まれ（誕生日が1月2日から4月1日までの間）であり、扶養控除の適用が他の同学校年の生徒よりも1年遅くなる場合は、「市町村民税の課税標準額」から33万円を控除する。

※算定基準額は、百円未満切り捨て。

- 保護者等全員分の「算定基準額に相当する額」又は「算定基準額」の合計が15万4,500円未満の場合に、収入要件を満たすこととなります。

#### 4.2 収入証明書類

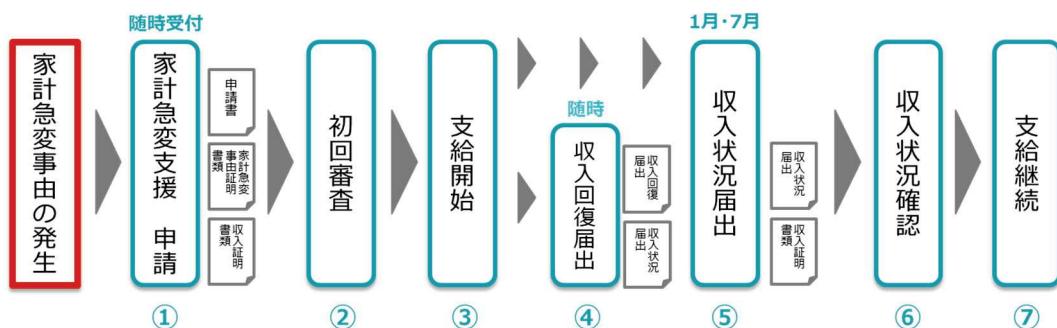
- 家計急変後の収入の状況を証明する書類として、課税対象となる所得に係る証明書類全てを提出する必要があります。例えば、給与明細書、年金振込通知書、帳簿等が該当します。
- 非課税の所得に係る証明書類は提出不要です。また、離職前の勤務先からの給与等が離職後に支給される場合も、推計年収に含めないため提出不要です。
- 原則として、初回審査（※）では家計急変事由発生後3か月分、収入状況確認（※）では直近6か月分の収入証明書類を提出します。  
※詳細は「6 初回審査」、「8 収入状況確認」を参照。
- このほか、入力済みの別添資料6「年収推計シート」も併せて提出します。
- 証明書類の詳細は、別添資料5「チェックリスト②（収入）」をご参照ください。

## 手続編

### 5 申請手続の概要

#### 5.1 手続全体の流れ

- 家計急変事由が発生した場合、まずは速やかに申請してください（図①）。申請が遅れると、遅れた分の支給ができない可能性があります（※）。申請時点で必要な書類が全て揃わぬ場合は、後日追加で提出することも可能です。  
※ただし、やむを得ない理由により申請が遅れた場合は、遅れた分の支給が可能となることがあるため、まずは学校に相談すること。
- 申請後、学校や都道府県で審査を行います（図②）。支給要件に該当した場合は、申請した月もしくは翌月分から就学支援金が支給されます（図③）。
- 家計急変支援の対象となった後、保護者等が再就職するなど、推計年収が約590万円以上相当に回復すると見込まれることになった場合は、必ず収入回復届出を行う必要があります（図④）。なお、収入回復届出が受理されると家計急変支援は終了となります。
- 家計急変支援の対象となった後は、収入回復届出を行った場合を除き、毎年1月と7月に、直近6か月分の収入状況を届け出ます（図⑤）。
- 収入状況の届出後、学校や都道府県で収入状況の確認を行います（図⑥）。引き続き収入要件に該当した場合は、就学支援金の支給が継続されます。収入要件に該当しなかった場合は、収入が回復していた時点に遡って家計急変支援を終了します（図⑦）。
- 本書では、家計急変事由の発生から支給開始までの手続を「初回審査」、その後、収入回復時に届け出る手続を「収入回復届出」、定例的に収入状況を確認する手続を「収入状況確認」として、6～8章でそれぞれ解説します。



## 5.2 手続の方法

- 手續は、「高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）」でパソコンやスマートフォンから行うことができます。ログインには、学校から配布される ID・パスワードが必要です。
- 審査が完了するとメールが送信され（※）、システムで結果が確認できます。  
※申請時にメールアドレスを登録した場合のみ。
- システムの操作方法等については、「申請者向け利用マニュアル」、「オンライン申請の説明動画」、「e-Shien の利用に関する FAQ」等を文部科学省 WEB サイトに掲載していますので、ご参照ください。
- ただし、学校によってはシステムを利用できない場合がありますので、詳細は学校にお問い合わせください。また、書面での手續を希望する場合や、ID・パスワードを忘れた場合も、学校にご連絡ください。なお、項目 6、8 についてはシステムで申請する場合の手続き等を説明しています。書面での手續については、学校もしくは都道府県の指示に従ってください。

## 6 初回審査

### 6.1 初回審査の概要

- 申請時に就学支援金を受給していない場合は「6.1.1」を、受給している場合は「6.1.2」をご参照ください。  
※既に上限額を受給している場合は、更に支給額が増額されないため、手続は不要。
- 初回審査の手続には家計急変事由発生後3か月分の収入証明書類が必要ですが、この準備に時間を要することから、手続上、家計急変事由要件を審査する「一次審査」と、収入要件を審査する「二次審査」に分かれています。

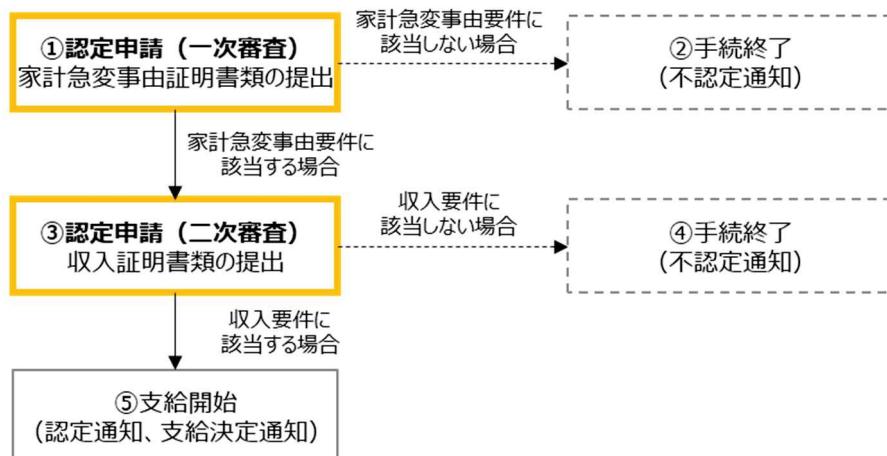
#### 6.1.1 就学支援金を受給していない場合

- 通常制度で所得制限に該当する場合など、就学支援金を受給していない場合は、新規の申請として「受給資格認定申請（家計急変）」を行います。
- 一次審査は、保護者等の基本情報（氏名、住所、生年月日等）や、家計急変事由の発生日、家計急変事由の具体的な内容等を入力し、家計急変事由の証明書類を添付して申請します（図①）。
- 学校や都道府県で審査を行い、要件に該当しなかった場合は、二次審査に進まずに「不認定通知」が送付され、手続が終了します（図②）。
- 一次審査の要件に該当した場合は、メールが送信され（※1）、二次審査に進みます。二次審査は、保護者等のマイナンバーや、別添資料6「年収推計シート」での計算結果等を入力し、家計急変事由発生後3か月分（※2）の収入証明書類を添付して申請します（図③）。

※1 申請時にメールアドレスを登録した場合のみ。

※2 入学前に家計急変事由が発生した場合など、家計急変事由が発生してから4か月以上経過している場合は、申請月の前3か月分。

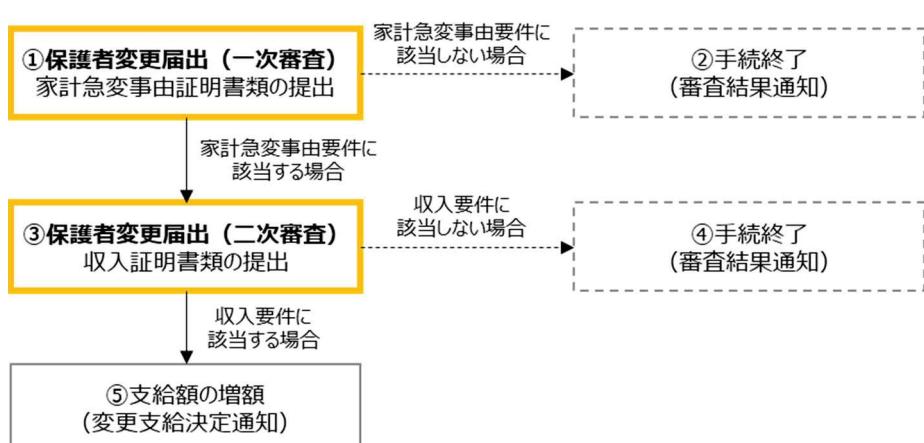
- 学校や都道府県で審査を行い、要件に該当しなかった場合は「不認定通知」が送付され、手続が終了します（図④）。
- 一次審査、二次審査ともに要件を満たした場合は、「認定通知」と「支給決定通知」が送付されます（図⑤）。



- 全ての要件を満たした場合、一次審査の申請を行った月もしくは翌月分（※）から就学支援金の支給が開始されます。  
※家計急変事由が申請月の初日に発生した場合は、その月の収入が減少することが想定され、申請月分から支給されるが、それ以外の場合は申請月の翌月分から支給。  
(例1：5/1に家計急変事由が発生し、5/15に申請を行った場合は、5月分から支給。  
例2：5/10に家計急変事由が発生し、5/15に申請を行った場合は、6月分から支給。)
- 家計急変制度の審査では、通常制度の審査も同時に行います。このため、通常制度の上限額の支給要件を満たした場合は、家計急変支援制度の申請を行った場合であっても、通常制度で認定されます。

#### 6.1.2 就学支援金を受給している場合

- 既に就学支援金（基準額）を受給している場合は、家計急変支援の申込手続きとして、変更の届出「保護者等情報変更届出（家計急変）」を行います。
  - 一次審査は、家計急変事由の発生日、家計急変事由の具体的な内容等を入力し、家計急変事由の証明書類を添付して申請します（図①）。
  - 学校や都道府県で審査を行い、要件に該当しなかった場合は、二次審査に進まずに「審査結果通知」が送付され、手続が終了します（図②）。
  - 一次審査の要件に該当した場合は、メールが送信され（※1）、二次審査に進みます。二次審査は、別添資料6「年収推計シート」での計算結果等を入力し、家計急変事由発生後3か月分（※2）の収入証明書類を添付して申請します（図③）。
- ※1 申請時にメールアドレスを登録した場合のみ。  
※2 入学前に家計急変事由が発生した場合など、家計急変事由が発生してから4か月以上経過している場合は、申請月（月の初日より後に申請している場合は、その翌月）の前3か月分。
- 学校や都道府県で審査を行い、要件に該当しなかった場合は「審査結果通知」が送付され、手續が終了します（図④）。
  - 一次審査、二次審査ともに要件を満たした場合は、「変更支給決定通知」（※）が送付されます（図⑤）。
- ※7月分から家計急変支援対象となった場合は、「支給決定通知」が送付される。



- 全ての要件を満たした場合、一次審査の届出を行った月もしくは翌月分（※）から就学支援金の支給額が増額されます。

※届出日が月の初日の場合は、届出月の授業料から支援するという考え方で届出月分から支給されるが、それ以外の場合は届出月の翌月分から支給。

（例1：4/15に家計急変事由が発生し、4/20に届出を行った場合は、5月分から支給。）

（例2：4/15に家計急変事由が発生し、5/1に届出を行った場合は、5月分から支給。）

（例3：4/15に家計急変事由が発生し、5/10に届出を行った場合は、6月分から支給。）

## 6.2 家計急変事由（一次審査）の入力方法

- 家計急変事由を入力する画面のイメージは次のとおりです。  
※システム上、「家計急変事由」は「家計急変理由」と表示されますが、同じ内容を指しています。
- **家計急変事由が発生した日や、家計急変事由の具体的な内容を入力します。**別添資料1「家計急変事由対象一覧」及び別添資料2「家計急変事由の各証明書類について」を参照してください。本資料は、申請画面の「?家計急変理由について」をクリックして文部科学省WEBサイトから確認できます（図①）。
- **家計急変事由証明書類**は、画像データを申請画面にアップロードするか、書面で学校に提出します。「システム」と「システム外」のどちらかを選択してください。なお、アップロード可能な件数、容量、形式には制限があるため、画面上に表示される留意事項をご確認ください（図②）。
- 書類に誤りや不足がないか、別添資料4「チェックリスト①（家計急変事由）」で確認の上、提出してください。本資料は、申請画面の「?家計急変理由証明書類について」をクリックして文部科学省WEBサイトから確認できます。
- 申請後に**家計急変事由に該当しなくなった場合**は、二次審査に進まずに、申請を取り下げる必要があります。一次審査が完了している場合は、「家計急変取下げ届出」により手続きが可能です。審査中の場合は、学校に連絡してください。

（例：疾病により休職し、その時点では90日以上就労が困難である旨が診断書に記載されていたが、診断よりも早期に回復したため、休職の60日後に復職した場合など。）

1
家計急変理由について

理由発生日を入力してください 必須

理由発生日

家計急変理由に該当する場合はチェックを入れてください 必須

右上の「?家計急変理由について」に示す家計急変理由に該当する

家計急変理由の具体的な内容を入力してください 必須

2
家計急変理由証明書類について

「?家計急変理由証明書類について」を参考の上、医師による診断書や雇用保険被保険者離職票など、理由発生日及び家計急変理由を証明する書類を提出してください。

本画面にアップロードする場合は「システム」、書面で提出する場合は「システム外」を選択してください。

システム     システム外

**理由証明書類追加 +**

### 6.3 収入状況（二次審査）の入力方法

- 収入証明書類が揃い次第、別添資料6「年収推計シート」を作成し、申請画面に必要事項を入力します。申請画面のイメージは次のとおりです。
  - 家計急変後の収入状況として、ア～ウに別添資料6「年収推計シート」で計算した金額をそれぞれ入力します（図①）。
  - 収入証明書類は、画像を申請画面にアップロードするか、書面で学校に提出します。「システム」と「システム外」のどちらかを選択してください。なお、アップロード可能な件数、容量、形式には制限があるため、画面上に表示される留意事項をご確認ください（図②）。
  - 提出する書類は、家計急変事由発生後3か月分（※）です。
- ※入学前に家計急変事由が発生した場合など、家計急変事由が発生してから4か月以上経過している場合は、申請月（既に就学支援金を受給しており、月の初日より後に申請している場合は、その翌月）の前3か月分。  
 （例1：入学後、5/15に家計急変事由が発生し、同月中に申請した場合、家計急変事由発生月の翌月以降3か月分である6～8月分の収入証明書類を提出。  
 例2：入学前、中学3年生の10月に家計急変事由が発生し、入学後の4月に申請した場合、申請月の前3か月分である1～3月分の収入証明書類を提出。）
- 書類に誤りや不足がないか、別添資料5「チェックリスト②（収入）」で確認の上、提出してください。本資料は、申請画面の「?必要な収入証明書類について」をクリックして文部科学省WEBサイトから確認できます。

The screenshot shows two main sections:

**1. 家計急変後の収入状況**

This section contains three input fields for calculating income based on different categories:

- ア 給与所得の金額に相当する額 (半角) (例) 12,345円
- イ 公的年金等に係る雑所得に相当する額 (半角) (例) 12,345円
- ウ その他の所得に相当する額 (半角) (例) 12,345円

**2. 収入証明書類**

This section includes a radio button for selecting the submission method:

- システム
- システム外

A blue button at the bottom right says "収入証明書類追加 +".

- 別添資料6「年収推計シート」の構成は次のとおりです。

シート名	説明
総表	所得の種類にかかわらず、全員提出する必要がある。 別紙1～3の金額を入力すると合計所得金額に相当する額が算出される。本シートの「システム入力額」を申請画面に入力する。
別紙1	給与所得がある場合に使用するもの。
別紙2	公的年金等に係る雑所得がある場合に使用するもの。
別紙3	給与所得及び公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合に使用するもの。
別紙3-1（恒常的な所得に関する計算書）	別紙3を提出する場合で、恒常的な所得と分類する所得（事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、業務に係る雑所得）がある場合に使用するもの。
別紙3-2（一時的な所得に関する計算書）	別紙3を提出する場合で、一時的な所得として分類する所得（その他の雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得）がある場合に使用するもの。

## 7 収入回復届出

### 7.1 収入回復届出の概要

- 家計急変支援の対象となった後に再就職するなど、推計年収が約 590 万円以上相當に回復すると見込まれることとなった場合は、別添資料 8 「収入回復届出書」と別添資料 9 「収入状況届出書」を必ず学校に提出する必要があります。
- この提出が必要かどうかを確認するため、毎月の初日時点で、申請者自身が別添資料 6 「年収推計シート」と別添資料 7 「収入要件自己確認資料」に入力して、年収を推計します。
- 学校で届出を受理すると、収入が回復した月からは家計急変支援の対象となりません。通常制度の対象となる場合は「変更支給決定通知」、通常制度の対象とならない場合は「資格消滅通知」が送付されます。

※ 9月時点での収入が回復（8月末までの推計年収が約 590 万円以上相当になっている）し、10月に届出を行った場合、家計急変支援は8月分までとなり、9月分から支給額が変更されます。

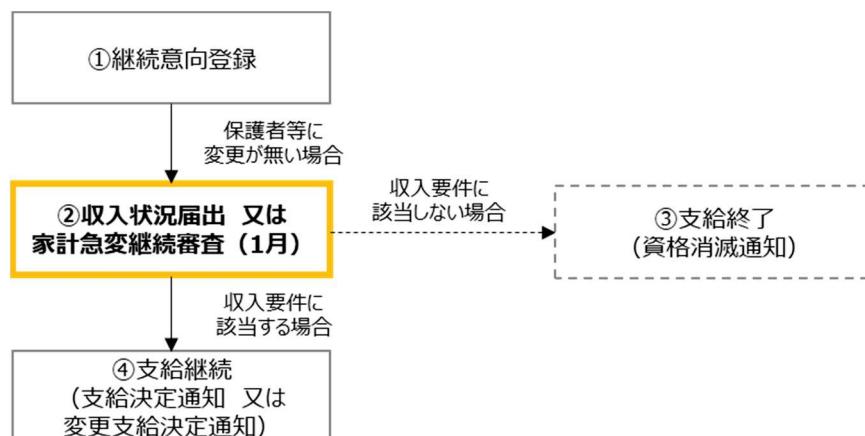
### 7.2 収入回復届出の提出方法

- 収入回復届出は、システムではなく書面で行います。
- 別添資料 8 「収入回復届出書」と別添資料 9 「収入状況届出書」の 2 点に必要事項を記入し、学校に提出してください。なお、収入証明書類を添付する必要はありません。
- 「収入回復月」には、別添資料 7 「収入要件自己確認資料」を基に、該当する就学支援金の支給月（「収入回復届出」と表示された月）を記入します。
- 「収入回復月」が 12 月もしくは 6 月の場合は、「8 収入状況確認」のとおり、1 月もしくは 7 月に収入状況届出（1 月の場合は「家計急変継続審査（1 月）」）をしなければならないため、収入回復届出を別途提出する必要はありません。

## 8 収入状況確認

### 8.1 収入状況確認の概要

- 収入状況確認は、家計急変支援の対象となった場合に、定例的な確認として毎年1月と7月に行う手続です。7月の確認は「収入状況届出」、1月の確認は「家計急変継続審査（1月）」で行います。
- 初回審査と異なり、収入状況のみ確認して家計急変支援の継続可否を判断するため、家計急変事由の審査（一次審査）は行いません。
- 収入状況届出等の提出依頼がメールで送信された後に（※）、継続意向を登録します。ここでは、支給の継続を希望するか、保護者等の情報に変更があるかを選択します。（図①）。  
※メールアドレスを登録済みの場合のみ。
- 収入要件を確認するため、別添資料6「年収推計シート」での計算結果等を入力し、直近6か月分（※）の収入証明書類を提出します（図②）。  
※直近6か月に家計急変事由が発生した月が含まれる場合は、家計急変事由が発生した月の翌月（家計急変事由発生日が月の初日の場合は当該月）以降最初の12月又は6月までの分。
- 学校や都道府県で審査を行い、要件に該当しない場合は支給を終了し（図③）、要件に該当する場合は支給を継続します（図④）。審査結果の詳細は「8.3 収入状況確認の結果」をご参照ください。



### 8.2 収入状況（収入状況確認）の入力方法

- 収入証明書類が揃い次第、別添資料6「年収推計シート」を作成し、申請画面に必要事項を入力します。申請画面や操作方法は初回審査（二次審査）と同様です。
- 家計急変後の収入状況として、ア～ウに別添資料6「年収推計シート」で計算した金額をそれぞれ入力します（図①）。
- 収入証明書類は、画像を申請画面にアップロードするか、書面で学校に提出します。「システム」と「システム外」のどちらかを選択してください。なお、アップロード可能な件数、容量、形式には制限があるため、画面上に表示される留意事項をご確認ください（図②）。

- 提出する書類は、届出の直近 6 か月分（※）です。1 月の収入状況確認は直前の 7～12 月分、7 月の収入状況確認は直前の 1～6 月分の書類を提出します。  
※直近 6 か月に家計急変事由が発生した月が含まれる場合は、家計急変事由が発生した月の翌月（家計急変事由発生日が月の初日の場合は当該月）以降最初の 12 月又は 6 月までの分。  
(例：1/15 に家計急変事由が発生した場合、7 月の収入状況確認は 2～6 月分（5 か月分）の書類を提出。)
- 初回審査と収入証明書類が重複する場合は、提出を省略できる場合があります。  
ただし、全ての収入証明書類が省略できる場合も、届出自体は必要です。  
(例：3/15 に家計急変事由が発生し、4～6 月分の収入証明書類で初回審査をしていた場合、7 月の収入状況確認でも 4～6 月分の書類を確認するため、書類が重複する。)
- 書類に誤りや不足がないか、別添資料 5 「チェックリスト②（収入）」で確認の上、提出してください。本資料は、申請画面の「?必要な収入証明書類について」をクリックして文部科学省 WEB サイトから確認できます。

家計急変後の収入状況 必要な収入証明書類について

1 「高等学校等就学支援金（家計急変）における年収見込額計算資料（年収推計シート）」にて計算した結果を入力してください。  
当該資料は、右上の「?必要な収入証明書類について」よりダウンロードが可能です。

ア 給与所得の金額に相当する額 <input type="text" value="半角"/>	(例) 12,345円
イ 公的年金等に係る離所得に相当する額 <input type="text" value="半角"/>	(例) 12,345円
ウ その他の所得に相当する額 <input type="text" value="半角"/>	(例) 12,345円

2 収入証明書類  
「?必要な収入証明書類について」を参照の上、給与明細書など、家計急変後の収入状況を証明する書類を提出してください。  
本画面にアップロードする場合は「システム」、書面で提出する場合は「システム外」を選択してください。

システム  システム外

[収入証明書類追加 +](#)

### 8.3 収入状況確認の結果

- 収入状況確認では、通常制度の収入要件と、家計急変支援制度の収入要件の両方の審査を行います。結果は次の 5 パターンに分類されます。

		通常制度		
		年収590万円未満程度	年収590万円以上910万円未満程度	年収910万円以上程度
家計急変支援制度	年収590万円未満相当	① <u>通常制度</u> に移行し、 <u>加算額</u> （※）を支給	② [加算がない学校（公立高校等）の場合] <u>通常制度</u> に移行し、 <u>基準額</u> を支給  [加算がある学校（私立高校等）の場合] <u>家計急変支援</u> を継続し、 <u>加算額</u> を支給	④ <u>家計急変支援</u> を継続し、 <u>加算額</u> （※）を支給
	年収590万円以上相当		③ <u>通常制度</u> に移行し、 <u>基準額</u> を支給	⑤ 支給終了

※加算がない学校（公立高校等）の場合は基準額

- ① 通常制度の加算要件（世帯年収：590万円未満程度）に該当する場合  
…通常制度に移行し、加算額（※）を上限に支給されます。家計急変支援は終了するため、次の7月に通常の収入状況届出の対象となります。  
※加算がない学校の場合は、基準額。
- ② 通常制度で基準額の支給要件（世帯年収：590万円以上910万円未満程度）に該当し、家計急変支援制度の要件に該当しない場合  
…通常制度に移行し、基準額が支給されます。家計急変支援は終了するため、次の7月に通常の収入状況届出の対象となります。また、いつの時点で収入が回復していたかを確認するため、過去の年収推計シート等を追加で提出する必要があります。仮に1月（または7月）以前に回復していた場合は、その時点に遡って家計急変支援を終了します。
- ③ 通常制度で基準額の支給要件（世帯年収：590万円以上910万円未満程度）に該当し、家計急変支援制度の要件に該当する場合  
…加算がない学校（公立高校等）の場合は、通常制度に移行し、基準額が支給されます。家計急変支援は終了するため、次の7月に通常の収入状況届出の対象となります。  
…加算がある学校（私立高校等）の場合は、家計急変支援が継続し、加算額を上限に支給されます。この場合、引き続き、毎月の自己確認を行ってください。
- ④ 通常制度の要件に該当せず、家計急変支援制度の要件に該当する場合  
…家計急変支援が継続し、加算額（※）を上限に支給されます。この場合、引き続き、毎月の自己確認を行ってください。  
※加算がない学校の場合は、基準額。
- ⑤ どちらの要件にも該当しない場合  
…「資格消滅通知」が送付され、就学支援金の支給が終了します。また、いつの時点で収入が回復していたかを確認するため、過去の年収推計シート等を追加で提出する必要があります。仮に1月（または7月）以前に回復していた場合は、その時点に遡って就学支援金の支給を終了します。

## Q&A

### Q&A

対象となる要件について

Q 1 – 1 別添資料 1 「家計急変事由対象一覧」の家計急変事由に該当しませんが、収入が減少しています。家計急変支援制度の対象になりますか。

A 1 – 1 「家計急変事由対象一覧」の家計急変事由に該当しない場合は、原則、家計急変支援制度の対象となりません。通常制度で申請を行ってください。

Q 1 – 2 保護者等の離婚、死亡により収入が減少しました。家計急変支援制度の対象になりますか。

A 1 – 2 家計急変事由に該当しない場合は、家計急変支援制度の対象となりません。通常制度において、離婚、死亡があった後の世帯の収入により審査が行われるため、通常制度で申請を行ってください。

Q 1 – 3 家計急変事由が発生してから申請までの間に家計急変事由が解消した場合でも、対象になりますか。

A 1 – 3 一度、対象となる家計急変事由が発生した事実があれば、その後、再就職等により家計急変事由が解消した場合でも、収入要件を満たす場合は対象となります。ただし、例えば、疾病により休職等し、その時点では 90 日以上就労が困難である旨が診断書に記載されていたが、診断よりも早期に回復したため、休職等の 60 日後に復職した場合は、結果として家計急変事由に該当しないこととなるため、対象となりません。

Q 1 – 4 入学前から負傷により離職し、家計急変事由が発生していましたが、当時 90 日以上就労が困難である診断書を取得していませんでした。現在も離職した状態が続いているのですが、諸般の事情で当時の診断書を取得することができません。この場合は対象になりますか。

A 1 – 4 原則、離職または休職等し、その後就労困難な期間が 90 日以上である診断書等が必要ですが、何らかの理由で当時の状況を証明する診断書等が入手できない場合で、同じ負傷、疾病を理由として引き続き離職・休職等が続いている場合は、新たに、離職・休職等した時点が含まれない、それ以降の期間の診断書等を取得することで、負傷、疾病により 90 日以上就労困難である旨が明らかにできれば対象となります。但し、家計急変事由の発生日は離職・休職等した日ではなく、新たな診断書等の日付になります。

Q 1 – 5 保護者等が国外に在住している場合、対象になりますか。

A 1 – 5 親の海外赴任、海外からの留学生など、保護者等の1名でも市町村民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住しておらず、税情報等が確認できない場合は、収入要件が確認できないため、家計急変支援の対象となりません。ただし、通常制度では基準額の支給が可能であるため、通常制度で申請を行ってください。

#### 申請手続について

Q 2 – 1 別添資料1「家計急変事由対象一覧」の家計急変事由に該当しますが、通常制度の要件も満たしています。どちらの制度で申請すべきですか。

A 2 – 1 家計急変支援制度は必要な手続きや申請書類等が多いため、通常制度の要件を満たす場合は、通常制度で申請を行ってください。どちらで対象となるか不明な場合は、学校にご相談ください。

なお、通常制度の審査に使用する税情報等は、マイナポータル（※）で確認できます。

※マイナポータルアプリのダウンロード：

【PCの場合】<https://img.myna.go.jp/manual/02/0006.html>

【スマートフォンの場合】

・Android <https://img.myna.go.jp/manual/02/0006.html>

・iPhone <https://img.myna.go.jp/manual/02/0027.htm>

Q 2 – 2 家計急変事由が発生してから数か月経っていますが、今から申請することはできますか。

A 2 – 2 申請を行うことはできますが、原則として家計急変事由発生時に遡って就学支援金を支給することはできません。ただし、やむを得ない理由により申請が遅れた場合は、学校へご相談ください。

Q 2 – 3 両親ともに家計急変事由に該当する場合は、どのように申請すればよいですか。

A 2 – 3 家計急変事由や家計急変後の収入は、保護者等1名ごとに登録するため、両親とも家計急変者として申請することができます。

Q 2 – 4 システムのID・パスワードが不明です。どのように対応すればよいですか。

A 2 – 4 学校で発行（再発行）することができるため、学校へご相談ください。

Q 2 – 5 申請を行った後に、記入した内容の誤りや書類の不足が発覚しました。修正はできますか。

A 2 – 5 申請された情報で審査を行っているため、速やかに学校へ連絡し、修正方法についてご相談ください。

Q 2 – 6 1月、7月になっても、収入状況届出等の提出依頼が届きません。就学支援金が支給されないのでしょうか。

A 2 – 6 都道府県により、提出依頼を行う時期が異なります。提出依頼が遅れて行われた場合であっても、その後速やかに手続きを行い、要件を満たした場合は、1月または7月分から継続して支給されます。

Q 2 – 7 書面で申請する場合、収入証明書類はすべて原本を学校へ提出するのでしょうか。

A 2 – 7 原本の提出が望ましいですが、一部写しを提出するものや、学校の判断で写しを可としているものもあります。提出時に在学する学校へご確認ください。

Q 2 – 8 収入証明書類は家計急変事由によって減収したもののみ提出すればよいでしょうか。

A 2 – 8 複数の所得がある場合は、家計急変事由によって減収したものだけではなくすべての収入証明書類を提出する必要があります。偽りその他不正な手段により未申告の課税所得があった場合は、過去に遡り就学支援金を返還いただくことがあります。

Q 2 – 9 収入証明書類がそろっていない場合、申請はできないのでしょうか。

A 2 – 9 収入証明書類がそろっていない時点で申請し、後日追加で書類を提出することもできます。詳細は在学する学校にご相談ください。

Q 2 – 10 4月入学時、通常制度で就学支援金を申請しましたが、その後、家計急変支援制度の要件に該当することがわかりました。この場合どうすればよいでしょうか。

A 2 – 10 速やかに家計急変支援の申請を行う意向があることを在学する学校に伝え、手続きについてご確認ください。

Q 2 – 11 家計急変支援を受けていましたが、転校することになりました。この場合、転校先で新たに申請する必要があるのでしょうか。

A 2 – 11 転校先で改めて申請する必要があります。必要な書類については転校先の学校へご確認ください。

## 審査結果について

Q 3－1 申請を行った後、いつ結果が通知されるでしょうか。

A 3－1 学校や都道府県等で個別に家計急変事由や収入の確認を行うため、審査には一定の期間を要します。詳細は在学する学校に確認してください。

Q 3－2 審査完了のメールを受信しましたが、学校から支給決定通知等が届きません。いつ頃届くでしょうか。

A 3－2 学校で通知を作成するため、一定の期間を要します。詳細は在学する学校に確認してください。

Q 3－3 不認定通知が届きましたが、なぜ家計急変支援の対象外となったのでしょうか。

A 3－3 対象となる家計急変事由に該当しないか、家計急変後の収入が要件を満たさないことが考えられます。詳細は、在学する学校または都道府県にお問い合わせください。

## 家計急変支援の対象となった場合について

Q 4－1 家計急変支援の対象となりましたが、その後は何もしなくてよいですか。

A 4－1 家計急変支援の対象となった場合は、毎月、年収推計シート及び収入要件自己確認資料を作成し、算定基準額に相当する額（あるいは算定基準額）の世帯合算額が 15 万 4,500 円以上に回復しているか確認する必要があります。

Q 4－2 每月の自己確認により、算定基準額に相当する額（あるいは算定基準額）の世帯合算額が 15 万 4,500 円以上に回復したため、家計急変支援が終了すると思いますが、どのような手続きが必要でしょうか。

A 4－2 別添資料 8 「収入回復届出書」と別添資料 9 「収入状況届出書」の 2 点に必要事項を記入し、学校に提出する必要があります。詳細は「7 収入回復届出」をご参照ください。

Q 4－3 1月又は7月の収入状況確認の際に、収入要件を超過していたため家計急変支援が終了となりました。この場合、12月又は6月分まで支給されますか。

A 4－3 12月又は6月分まで支給されるとは限りません。いつの時点で収入が回復していたかを確認するため、過去の年収推計シート等を追加で提出する必要があります。仮に1月（または7月）以前に回復していた場合は、その時点に遡って家計急変支援を終了します。詳細は「8.3 収入状況確認の結果」をご参照ください。